

大和市告示第34号

大和市農業振興対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月5日

大和市長 古谷田 力

大和市農業振興対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市農業振興対策補助金交付要綱（平成20年大和市告示第63号）の一部を次のように改正する。

別表第1 農業人材力強化総合支援事業補助金の項補助対象の欄に次の1項を加える。

- 4 経営開始支援資金については、新規就農者が経営を開始してから経営が安定するまでの間に要する経費

別表第1 農業人材力強化総合支援事業補助金の項採択基準の欄に次の1項を加える。

- 4 経営開始支援資金については、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記1第5、2(1)に規定する交付対象者であること。

別表第2 農業人材力強化総合支援事業補助金の項補助金の交付額の欄に次の1項を加える。

- 4 経営開始支援資金については、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記1第5、2(2)に規定する額

別表第2 農業人材力強化総合支援事業補助金の項申請書添付書類の欄に次の1項を加える。

- 4 経営開始支援資金については、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記1第6、2(1)に規定する青年等就農計画等

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。